附　則

１　この庁令は、公布の日から施行する。

２　この庁令による改正後のデジタル庁所管補助金等交付規則別表の規定は、令和五年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用する。

	その他のもの	四
	レントゲンその他の電子装置を使用する機器	
	移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器	六
	その他のもの	
	その他のもの	三十五
	陶磁器製又はガラス製のもの	
	主として金属製のもの	
	その他のもの	
	開発研究用のもの	四
	試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡	
	生物	十五
	植物	
	前掲のもの以外のもの	十五
	主として金属製のもの	
	その他のもの	
機械及び装置	通信業用設備	九
	放送業用設備	六
	宿泊業用設備	十
	飲食店業用設備	八
	機械式駐車設備	十
	その他の設備	十七
	主として金属製のもの	
	その他のもの	八
	開発研究用のもの	七
	汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属加工機械その他これらに類するもの	
	その他のもの	四
ソフトウェア	開発研究用のもの	三
	前掲のもの以外のもの	三
	複写して販売するための原本	
	その他のもの	五